

平成28年1月から マイナンバー制度が始まります！

当金庫との取引に当たって、お客様の個人番号・法人番号をいただく場合があります！

平成28年1月より、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が始まります。マイナンバー制度開始により、1人ひとりに異なる番号（12桁）が与えられ、社会保障・税・災害対策に活用されます。また、法人には法人番号（13桁）が与えられます。

平成27年10月から、個人番号・法人番号が届きます！

個人番号は、平成27年10月以降、各市町村からお客様宛てに通知されます。個人番号は、「通知カード」に記載されて届きます。個人番号は、税務関係の手続き等で必要となる大事なものです。「通知カード」は、届きましたら、誤って捨てずに厳重に保管してください。

法人番号は、平成27年10月以降、国税庁長官から書面により通知されます。

当金庫からのお願い



マイナンバー制度の開始に伴い、一定の取引等を行う場合は、税務上、金融機関等へ、個人番号・法人番号の告知が必要になることがあります。

当金庫においても、お客様との取引にあたって、個人番号・法人番号をいただく場合がございますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※法令で定められた手続き以外に利用することはありません。



未来へ、今日も明日も。
興産信用金庫

【お問合せ先】
リスク管理部
03-6739-7730